

令和7年第1回奥州市議会定例会付議事件

(令和7年2月14日)

- 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 議案第1号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
- 議案第2号 奥州市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第3号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第4号 奥州市商工業振興審議会条例の一部改正について
- 議案第5号 奥州市市営住宅管理条例の一部改正について
- 議案第6号 奥州市上下水道部企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部改正について
- 議案第7号 奥州市営バス条例の一部改正について
- 議案第8号 奥州市岩手競馬経営改善推進資金貸付基金条例の一部改正について
- 議案第9号 奥州市空家等の適正管理に関する条例の一部改正について
- 議案第10号 奥州市個人情報の保護に関する条例の一部改正について
- 議案第11号 字の区域を変更することに関し議決を求めることについて
- 議案第12号 市道鐙田多賀線多賀大橋跨線部耐震事業に伴う東北本線水沢・金ヶ崎間471 k 588m付近多賀大橋跨線部耐震補強工事の変更協定の締結に関し議決を求めることについて
- 議案第13号 国見平スキー場の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

- 議案第14号 胆沢西部辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の
計画の変更に関し議決を求めることについて
- 議案第15号 財産の処分に関し議決を求めることについて
- 議案第16号 市道路線の廃止及び認定について
- 議案第17号 令和6年度奥州市一般会計補正予算（第13号）
- 議案第18号 令和6年度奥州市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 議案第19号 令和6年度奥州市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 議案第20号 令和6年度奥州市介護保険特別会計補正予算（第6号）
- 議案第21号 令和6年度奥州市バス事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第22号 令和6年度奥州市米里財産区特別会計補正予算（第2号）
- 議案第23号 令和6年度奥州市工業団地整備事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第24号 令和6年度奥州市水道事業会計補正予算（第3号）
- 議案第25号 令和6年度奥州市下水道事業会計補正予算（第3号）
- 議案第26号 令和6年度奥州市病院事業会計補正予算（第6号）
- 議案第27号 令和7年度奥州市一般会計予算
- 議案第28号 令和7年度奥州市国民健康保険特別会計予算
- 議案第29号 令和7年度奥州市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第30号 令和7年度奥州市介護保険特別会計予算
- 議案第31号 令和7年度奥州市バス事業特別会計予算
- 議案第32号 令和7年度奥州市米里財産区特別会計予算

議案第33号 令和7年度奥州市工業団地整備事業特別会計予算

議案第34号 令和7年度奥州市水道事業会計予算

議案第35号 令和7年度奥州市下水道事業会計予算

議案第36号 令和7年度奥州市病院事業会計予算

諮問第1号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

住 所 （略）
氏 名 本城 清
生年月日 （略）

令和7年2月14日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

人権擁護委員の藤原佐和子氏は、令和7年6月30日をもって任期が満了するため、後任の候補者として推薦しようとするものである。

諮問第2号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

住 所 （略）
氏 名 及川 直文
生年月日 （略）

令和7年2月14日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

人権擁護委員の小塚斉子氏は、令和7年6月30日をもって任期が満了するため、後任の候補者として推薦しようとするものである。

諮問第3号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

住 所 （略）
氏 名 小野寺 弘子
生年月日 （略）

令和7年2月14日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

人権擁護委員の菊地信子氏は、令和7年6月30日をもって任期が満了するため、後任の候補者として推薦しようとするものである。

諮問第4号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

住 所 （略）
氏 名 渡邊 葉子
生年月日 （略）

令和7年2月14日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

人権擁護委員の今野倫子氏は、令和7年6月30日をもって任期が満了するため、後任の候補者として推薦しようとするものである。

議案第1号

教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

次の者を教育委員会の委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 （略）
氏 名 猪股 登喜子
生年月日 （略）

令和7年2月14日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

教育委員会の委員高橋キエ氏は、令和7年3月30日をもって任期が満了するため、後任の委員として任命しようとするものである。

議案第2号

奥州市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の
制定について

奥州市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を別紙のと
おり制定するものとする。

令和7年2月14日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴い、国が定める乳児等
通園支援事業の設備及び運営に関する基準に従い、又は参酌して市の基準を定める
ため、本件条例を制定しようとするものである。

奥州市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条—第20条）

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則（第21条）

第2節 一般型乳児等通園支援事業（第22条—第25条）

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業（第26条・第27条）

第3章 雑則（第28条・第29条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定により、市長の監督に属する乳児等通園支援事業（法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準（以下「最低基準」という。）を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、法において使用する用語の例による。

（最低基準の目的）

第3条 最低基準は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が、乳児等通園支援（乳児等通園支援事業として行う法第6条の3第23項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。以下同じ。）を提供することにより、乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児（以下「利用乳幼児」という。）が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

（最低基準の向上）

第4条 市長は、その監督に属する乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 市長は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

（最低基準と乳児等通園支援事業者）

第5条 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(乳児等通園支援事業者の一般原則)

- 第6条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人ひとりの人格を尊重して、その運営を行わなければならない。
- 2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。
 - 3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
 - 4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。
 - 5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。
 - 6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(乳児等通園支援事業者と非常災害)

- 第7条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練(次項の訓練を除く。)をするように努めなければならない。
- 2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月1回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

(安全計画の策定等)

- 第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
 - 3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
 - 4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第9条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

(乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件)

第10条 乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

(乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等)

第11条 乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研鑽^{さん}に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第12条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第13条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の防止)

第14条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第15条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなけ

ればならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第16条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(重要事項に関する規程)

第17条 乳児等通園支援事業者は、規則で定める重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

(乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第18条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかななければならない。

(秘密保持等)

第19条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第20条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則

(乳児等通園支援事業の区分)

第21条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定める

ものに該当しないものをいう。

- 3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であつて、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

第2節 一般型乳児等通園支援事業

（設備の基準）

第22条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (5) 満2歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。
- (6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。
- (7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階以上に設ける建物は、規則で定める要件に該当するものであること。

（職員）

第23条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として市町村長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

- 2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保

育士とする。ただし、当該乳児等通園支援従事者の数は、一般型乳児等通園支援事業所一につき2人を下回ることはできない。

3 第1項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する者でなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人としてすることができる。

(1) 一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

(2) 一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている保育室等において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

（乳児等通園支援の内容）

第24条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

（保護者との連絡）

第25条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業

（設備及び職員の基準）

第26条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「余裕活用型乳児等通園支援事業所」という。）の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（保育所に係るものに限る。）

(2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 認定こども園法第3条第2項に規定する主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準

(3) 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令

第1号)

(4) 家庭的保育事業等を行う事業所 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）

（準用）

第27条 第24条及び第25条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において、第24条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」とし、第25条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」とする。

第3章 雑則

（電磁的記録）

第28条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

（補則）

第29条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第3号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
の制定について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙の
とおり制定するものとする。

令和7年2月14日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

刑法等の一部を改正する法律の施行により懲役及び禁錮が廃止されるとともに、
拘禁刑が創設されることに伴い、同法の規定に準じて関係条例を整理しようとする
ものである。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
(奥州市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 奥州市一般職の職員の給与に関する条例(平成18年奥州市条例第47号)の一部を次のように改正する。

第20条の2第3号及び第4号並びに第20条の3第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(奥州市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例及び奥州市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正)

第2条 次に掲げる条例の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(1) 奥州市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(平成18年奥州市条例第324号)第4条第1号

(2) 奥州市会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年奥州市条例第9号)第16条第3号及び第4号並びに第17条第1項第1号及び第3項第1号

(奥州市悪臭公害防止条例等の一部改正)

第3条 次に掲げる条例の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(1) 奥州市悪臭公害防止条例(平成18年奥州市条例第198号)第17条

(2) 奥州市モーテル類似施設建築規制条例(平成18年奥州市条例第272号)第12条第1項

(3) 奥州市情報公開・個人情報保護審査会条例(平成27年奥州市条例第50号)第18条

(4) 奥州市行政不服審査会条例(平成28年奥州市条例第3号)第9条

(5) 奥州市個人情報の保護に関する条例(令和4年奥州市条例第22号)附則第3条第4項から第6項まで

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)、又は旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じく

する有期拘禁刑とする。

- 4 禁錮以上の刑が定められている犯罪についてされた起訴は、拘禁刑以上の刑が定められている犯罪についてされた起訴とみなす。

議案第4号

奥州市商工業振興審議会条例の一部改正について

奥州市商工業振興審議会条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和7年2月14日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

商工業の振興に関する施策の一体的な推進等、商工観光部の分掌事務をより円滑に推進するための体制整備等を図る組織再編に伴い、審議会の庶務を処理する課の名称を改めるため、本件条例を一部改正しようとするものである。

奥州市商工業振興審議会条例の一部を改正する条例

奥州市商工業振興審議会条例（平成18年奥州市条例第245号）の一部を次のように改正する。

第8条中「商工観光部商業観光課」を「商工観光部商工労政課」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第5号

奥州市市営住宅管理条例の一部改正について

奥州市市営住宅管理条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和7年2月14日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の導入に伴い、公営住宅の入居者の資格要件を拡大するとともに、奥州市市営住宅長寿命化計画に基づき、古戸団地を廃止するため、本件条例を一部改正しようとするものである。

奥州市市営住宅管理条例の一部を改正する条例

奥州市市営住宅管理条例（平成18年奥州市条例第274号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）」を「又は次のいずれかに該当する者（以下これらを「親族」という。）」に改め、同号に次のように加える。

ア 婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者

イ パートナーシップ（互いを人生のパートナーとし、日常生活において経済面、生活面、精神面等で相互に責任を持ち、継続的に協力し合うことを約束した2者間の関係をいう。）にある者として市長に表明した者

ウ ファミリーシップ（互いを家族とし、日常生活において経済面、生活面、精神面等で相互に責任を持ち、継続的に協力し合うことを約束した関係をいう。）にある者として市長に表明した者

エ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4に規定する里親に同法第27条第1項第3号の規定により委託された児童

第6条第2号オ中「戸籍上の配偶者又は婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者をいう」を「前号ア及びイを含む」に改める。

別表第1 古戸団地の部を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第6号

奥州市上下水道部企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部
改正について

奥州市上下水道部企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を別紙の
とおり改正するものとする。

令和7年2月14日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

岩手県職員の給与制度に準じ、本市の企業職員の各種手当の支給範囲等を改める
ため、関係条例を一部改正しようとするものである。

奥州市上下水道部企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例

(奥州市上下水道部企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第1条 奥州市上下水道部企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成18年奥州市条例第299号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

第6条第2号中「配偶者」の次に「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。)」を加える。

第15条第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「週休日又は休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間」を「午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)」に、「勤務した」を「勤務をした」に改める。

第24条中「、第6条、第8条及び第10条」を削る。

(奥州市医療局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 奥州市医療局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成27年奥州市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

第8条第2号中「配偶者」の次に「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。)」を加える。

第16条第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「週休日又は休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間」を「午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)」に、「勤務した」を「勤務をした」に改める。

第26条中「から第8条まで、第10条及び第20条」を「及び第6条」に改める。

。

(地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正)

第3条 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(令和4年奥州市条例第27号)の一部を次のように改正する。

附則第6条中「奥州市上下水道部企業職員の給与の種類及び基準に関する条例」を「第7条の規定による改正後の奥州市上下水道部企業職員の給与の種類及び基準に関する条例」に改め、「、第6条、第8条及び第10条」を削る。

附則第7条中「奥州市医療局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条から第8条まで、第10条及び第20条」を「第8条の規定による改正後の奥州市医療局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条及び第6条」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

2 令和7年4月1日(次項において「切替日」という。)から令和8年3月31日までの間における次の表の左欄に掲げる第1条の規定による改正後の奥州市上下水道部企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の規定の適用については、当該規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

第5条第2項	(5) 重度心身障がい者	(5) 重度心身障がい者 (6) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)
--------	--------------	---

3 切替日から令和8年3月31日までの間における次の表の左欄に掲げる第2条の規定による改正後の奥州市医療局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の規定の適用については、当該規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

第6条第2項	(5) 重度心身障がい者	(5) 重度心身障がい者 (6) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)
--------	--------------	---

議案第7号

奥州市営バス条例の一部改正について

奥州市営バス条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和7年2月14日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

道路交通法の一部改正に伴い、引用する条項を改めるため、本件条例を一部改正しようとするものである。

奥州市営バス条例の一部を改正する条例

奥州市営バス条例（平成18年奥州市条例第326号）の一部を次のように改正する。

第8条第1号ウ中「第104条の4第6項」を「第105条の2第2項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年3月24日から施行する。

議案第8号

奥州市岩手競馬経営改善推進資金貸付基金条例の一部改正について

奥州市岩手競馬経営改善推進資金貸付基金条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和7年2月14日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

市が岩手県競馬組合に対して貸し付けている岩手競馬経営改善推進資金の一部が同組合から繰上償還されたことに伴い、奥州市岩手競馬経営改善推進資金貸付基金の額から繰上償還された額に相当する額を減じ、もって一般会計に繰り入れるため、本件条例を一部改正しようとするものである。

奥州市岩手競馬経営改善推進資金貸付基金条例の一部を改正する条例
奥州市岩手競馬経営改善推進資金貸付基金条例（平成19年奥州市条例第19号）
の一部を次のように改正する。

第2条中「81億1,448万6,543円」を「80億6,571万8,033円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第9号

奥州市空家等の適正管理に関する条例の一部改正について

奥州市空家等の適正管理に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和7年2月14日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴い、空家等の適正管理について同法に準じた取扱いとするため、本件条例を一部改正しようとするものである。

奥州市空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例

奥州市空家等の適正管理に関する条例（平成30年奥州市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第3条」を「第5条」に、「努めるものとする」を「努めるとともに、市が実施する空家等に関する施策に協力するよう努めなければならない」に改める。

第4条中「第4条」を「第4条第1項」に改める。

第5条第1項中「第8条」を「第12条」に改める。

第14条を第21条とする。

第13条を第17条とし、同条の次に次の3条を加える。

（空家等管理活用支援法人の指定）

第18条 市長は、法第23条第1項の規定により、空家等管理活用支援法人（以下「支援法人」という。）を指定することができる。

2 市長は、前項の規定による指定をしたときは、法第23条第2項の規定により、当該指定をした支援法人の名称又は商号、住所及び事務所又は営業所の所在地を公示しなければならない。

3 支援法人は、その名称若しくは商号、住所又は事務所若しくは営業所の所在地を変更するときは、法第23条第3項の規定により、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。

4 市長は、前項の規定による届出があったときは、法第23条第4項の規定により、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

（支援法人の監督等）

第19条 市長は、法第24条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、法第25条第1項の規定により、支援法人に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

2 市長は、支援法人が法第24条各号に掲げる業務を適切かつ確実に実施していないと認めるときは、法第25条第2項の規定により、支援法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずることを命ずることができる。

3 市長は、支援法人が前項の規定による命令に違反したときは、法第25条第3項の規定により、前条第1項の規定による指定を取り消すことができる。

4 市長は、前項の規定により指定を取り消したときは、法第25条第4項の規定により、その旨を公示しなければならない。

（支援法人への情報の提供等）

第20条 市長は、法第26条第1項の規定により、支援法人に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

2 市長は、支援法人からその業務の遂行のため空家等の所有者等を知る必要があるとして、空家等の所有者等に関する情報（以下この項及び次項において「所有者等関連情報」という。）の提供の求めがあったときは、法第26条第2項

の規定により、当該空家等の所有者等の探索に必要な限度で、当該支援法人に対し、所有者等関連情報を提供するものとする。

3 前項の場合において、市長は、支援法人に対し所有者等関連情報を提供するときは、法第26条第3項の規定により、あらかじめ、当該所有者等関連情報を提供することについて本人（当該所有者等関連情報によって識別される特定の個人をいう。）の同意を得なければならない。

4 前項の同意は、法第26条第4項の規定により、その所在が判明している者に対して求めれば足りる。

第12条を第16条とする。

第11条第1項中「第7条第2項」を「第8条第2項」に改め、同条を第15条とする。

第10条第1項中「第7条第1項」を「第8条第1項」に改め、同条を第14条とする。

第9条中「第6条第1項」を「第7条第1項」に改め、同条に次の2項を加える。

2 計画には、法第7条第2項各号に掲げる事項を定めるものとする。

3 市長は、計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第9条を第13条とし、第8条を第12条とする。

第7条第1項中「第14条第3項」を「第22条第3項」に改め、同条を第11条とする。

第6条第2項中「第10条」を「第14条」に改め、同条を第10条とする。

第5条の次に次の4条を加える。

（所有者等による空家等の適切な管理の推進）

第6条 市長は、所有者等による空家等の適切な管理を促進するため、これらの者に対し、情報の共有、助言その他必要な援助を行うものとする。

（管理不全空家等の認定等）

第7条 市長は、空家等が適切な管理が行われていないことによりそのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれのある状態にあると認めるときは、当該状態にある空家等を管理不全空家等として認定することができる。

2 市長は、前項の規定により管理不全空家等を認定したときは、遅滞なく、所有者等に次条に定める指導を付して通知するものとする。

3 市長は、認定した管理不全空家等が、必要な措置によりその状態が改善され、管理不全空家等に該当しない状態になったと認めるときは、遅滞なく、当該認定を解除するものとする。

（管理不全空家等に係る指導）

第8条 市長は、法第13条第1項の認定に基づき、管理不全空家等に認定した空家等の所有者に対し、法第6条第2項第3号に規定する事項に即し、当該管理

不全空家等が特定空家等に該当することとなることを防止するため必要な措置をとるよう指導をすることができる。

(管理不全空家等に係る勧告等)

第9条 市長は、前条の規定による指導をした場合において、なお当該管理不全空家等の状態が改善されず、そのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれ大きいと認めるときは、法第13条第2項の規定に基づき、当該指導をした者に対し、修繕、立木竹の伐採その他の当該管理不全空家等が特定空家等に該当することとなることを防止するために必要な具体的な措置について勧告することができる。

2 市長は、前項の勧告を受けた管理不全空家等の所有者等が、当該勧告に係る措置を履行し、不適切な状態を解消したと認めるときは、遅滞なく、当該勧告を撤回するものとする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第10号

奥州市個人情報の保護に関する条例の一部改正について

奥州市個人情報の保護に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和7年2月14日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

市が独自の保護措置として定める個人情報の開示決定等の期限等と、当該期限等の特例を適用させる場合の手續に係る期限とを整合させるため、本件条例を一部改正しようとするものである。

奥州市個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

奥州市個人情報の保護に関する条例（令和4年奥州市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「期限」を「期限等」に改め、同条中「第83条」を「第83条第1項」に、「以内」を「を経過する日」に改め、同条に次の1項を加える。

2 法第84条前段に規定する開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分について行う開示決定等の期限は、開示請求があった日から45日を経過する日とし、同条後段に規定する通知の期限は、開示請求があった日から15日を経過する日とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第11号

字の区域を変更することに関し議決を求めることについて

別紙のとおり字の区域を変更するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年2月14日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

広表工業団地整備事業の施工に伴い、土地の区画及び形状が変更され、従来の字の区域が区画上合理性を欠くこととなったため、字の区域を変更しようとするものである。

字区域変更調書

奥州市胆沢南都田字広表に編入する区域

奥州市胆沢南都田字京徳田23の1、24から34まで、265及び269

議案第12号

市道鐙田多賀線多賀大橋跨線部耐震事業に伴う東北本線水沢・金ヶ崎間471 k 588m付近多賀大橋跨線部耐震補強工事の変更協定の締結に関し議決を求めることについて

令和5年6月28日に議会の議決を経た市道鐙田多賀線多賀大橋跨線部耐震事業に伴う東北本線水沢・金ヶ崎間471 k 588m付近多賀大橋跨線部耐震補強工事の協定の締結に関し、その一部を次のとおり変更するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び奥州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年奥州市条例第52号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

1 工事名

市道鐙田多賀線多賀大橋跨線部耐震事業に伴う東北本線水沢・金ヶ崎間471 k 588m付近多賀大橋跨線部耐震補強工事

2 協定の相手方

住所 岩手県盛岡市盛岡駅前通1番41号

氏名 東日本旅客鉄道株式会社

執行役員 盛岡支社長 大森 健史

3 変更の内容

項目	変更前	変更後
協定金額	222,997,500円	190,510,524円

令和7年2月14日

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

市道鐙田多賀線多賀大橋跨線部耐震事業に伴う東北本線水沢・金ヶ崎間471 k 588m付近多賀大橋跨線部耐震補強工事の変更協定を締結しようとするものである。

議案第13号

国見平スキー場の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

国見平スキー場の指定管理者を次のとおり指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
国見平スキー場
- 2 指定管理者となる団体の名称
住 所 岩手県北上市和賀町岩崎新田国有林内
団 体 名 株式会社北日本リゾート
代表者名 代表取締役 菅原 三多英
- 3 指定の期間
令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

令和7年2月14日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

国見平スキー場の指定管理者を指定しようとするものである。

議案第14号

胆沢西部辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の変更に関し議決を求めることについて

胆沢西部辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画を別紙のとおり変更することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第8項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年2月14日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

奥州湖交流館の改修工事について、キュービクルの設置に伴う工事費等の増額により、辺地対策事業債の予定額を超えるため、本計画を変更しようとするものである。

総合整備計画書

岩手県 奥州市 胆沢西部辺地

(辺地の人口 1,961 人 面積 36.05km²)

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

胆沢小山字上十文字、北台、南台、丑転、下大畑平、上大畑平、北大畑平、一ノ台、萩森
中沢前長根、中沢、下中沢、西風、上一ノ台、上中沢

胆沢若柳字谷子沢、尿前、下尿前、馬留、小松谷木、天沢、市野々、下田、宮坂、林尻、萩袋、
上鹿合、下鹿合、門ヶ城、上愛宕、愛宕、横沢原、宮沢原、観音堂、下萱刈窪、慶存
上萩森、中萩森、下萩森、西風、北丑転、南丑転、堰袋、金入道、上堰袋、下堰袋、
野山田、赤剥、兎口、上土橋、堀通、野田前、土橋、堰合、上萱刈窪、中萱刈窪、
上堰、上横沢原、中横沢原、下横沢原

(2) 辺地の中心の位置 奥州市胆沢若柳字堰合 1-8

(3) 辺地度点数 110 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

当辺地は、胆沢扇状地の扇頂から扇中央部に位置し、農林業を基幹産業とする集落で構成されている。

また、平成 25 年に完成した胆沢ダムのダム湖である奥州湖や奥州いさわカヌー競技場を中心に、アウトドアツーリズムの構築による交流人口の拡大を目指している。

以上の状況を踏まえ、次のとおり公共的施設の整備を必要とするもの。

(1) 奥州湖周辺でのアウトドアツーリズムによる交流人口の増加を図るため、奥州湖交流館をアウトドアツーリズムの拠点及びカヌー競技のトレーニングセンターとして機能強化する必要がある。

(2) 地域住民が利用する道路は、路面が劣化し安全な交通に支障を来していることから、市道の整備を行う必要がある。

3 公共的施設の整備計画

令和 6 年度から令和 10 年度まで 5 年間

(単位 千円)

事業 施設名	区分 主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
観光・レクリエーション施設	奥州市	341,374	0	341,374	332,200
市道	奥州市	371,322	166,934	204,388	204,300
合	計	712,696	166,934	545,762	536,500

議案第15号

財産の処分に関し議決を求めることについて

次のとおり財産を処分するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び奥州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年奥州市条例第52号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

1 処分する目的

新工業団地「江刺フロンティアパークⅡ」の区画2-④、2-⑤、3-①、3-②及び3-③について、優先交渉権者として選定された相手方の経営する事業の用に供するため。

2 処分する財産

財産の所在地	種別	地目	面積	処分予定価格
奥州市江刺岩谷堂字袖山11番94	土地	宅地	3,129.70m ²	40,091,000円
奥州市江刺岩谷堂字袖山11番95	土地	宅地	5,457.57m ²	69,911,000円
奥州市江刺岩谷堂字袖山11番107	土地	宅地	4,272.08m ²	55,878,000円
奥州市江刺岩谷堂字袖山11番111	土地	宅地	913.30m ²	11,945,000円
奥州市江刺岩谷堂字袖山11番100	土地	宅地	5,728.83m ²	74,933,000円
奥州市江刺岩谷堂字袖山11番110	土地	宅地	3,770.24m ²	49,314,000円
奥州市江刺岩谷堂字袖山11番99	土地	宅地	5,379.37m ²	72,567,000円
奥州市江刺岩谷堂字袖山11番109	土地	宅地	2,596.13m ²	35,021,000円

3 処分の方法

売払い

4 処分の相手方

住所 大阪府大阪市西区立売堀二丁目3番2号

氏名 株式会社フジキン

代表取締役 田中 久士

令和7年2月14日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

相手方の経営する事業の用に供するため、本市が所有する江刺フロンティアパークⅡの工業用地を処分しようとするものである。

議案第16号

市道路線の廃止及び認定について

別冊調書のとおり市道路線の廃止及び認定をするため、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項及び第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年2月14日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

県道改良による市道の起点変更、橋梁撤去、利用実態に合わせた起終点の見直しなどにより市道路線の廃止及び認定をしようとするものである。

議案第17号

令和6年度奥州市一般会計補正予算（第13号）

令和6年度奥州市一般会計補正予算（第13号）を別冊のとおり定める。

令和7年2月14日提出

奥州市長 倉 成 淳

議案第18号

令和6年度奥州市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

令和6年度奥州市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を別冊のとおり定める。

令和7年2月14日提出

奥州市長 倉 成 淳

議案第19号

令和6年度奥州市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

令和6年度奥州市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり定める。

令和7年2月14日提出

奥州市長 倉 成 淳

議案第20号

令和6年度奥州市介護保険特別会計補正予算（第6号）

令和6年度奥州市介護保険特別会計補正予算（第6号）を別冊のとおり定める。

令和7年2月14日提出

奥州市長 倉 成 淳

議案第21号

令和6年度奥州市バス事業特別会計補正予算（第1号）

令和6年度奥州市バス事業特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定める。

令和7年2月14日提出

奥州市長 倉 成 淳

議案第22号

令和6年度奥州市米里財産区特別会計補正予算（第2号）

令和6年度奥州市米里財産区特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり定める。

令和7年2月14日提出

奥州市長 倉 成 淳

議案第23号

令和6年度奥州市工業団地整備事業特別会計補正予算（第2号）

令和6年度奥州市工業団地整備事業特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり定める。

令和7年2月14日提出

奥州市長 倉 成 淳

議案第24号

令和6年度奥州市水道事業会計補正予算（第3号）

令和6年度奥州市水道事業会計補正予算（第3号）を別冊のとおり定める。

令和7年2月14日提出

奥州市長 倉 成 淳

議案第25号

令和6年度奥州市下水道事業会計補正予算（第3号）

令和6年度奥州市下水道事業会計補正予算（第3号）を別冊のとおり定める。

令和7年2月14日提出

奥州市長 倉 成 淳

議案第26号

令和6年度奥州市病院事業会計補正予算（第6号）

令和6年度奥州市病院事業会計補正予算（第6号）を別冊のとおり定める。

令和7年2月14日提出

奥州市長 倉 成 淳

議案第27号

令和7年度奥州市一般会計予算

令和7年度奥州市一般会計予算を別冊のとおり定める。

令和7年2月14日提出

奥州市長 倉 成 淳

議案第28号

令和7年度奥州市国民健康保険特別会計予算

令和7年度奥州市国民健康保険特別会計予算を別冊のとおり定める。

令和7年2月14日提出

奥州市長 倉 成 淳

議案第29号

令和7年度奥州市後期高齢者医療特別会計予算

令和7年度奥州市後期高齢者医療特別会計予算を別冊のとおり定める。

令和7年2月14日提出

奥州市長 倉 成 淳

議案第30号

令和7年度奥州市介護保険特別会計予算

令和7年度奥州市介護保険特別会計予算を別冊のとおり定める。

令和7年2月14日提出

奥州市長 倉 成 淳

議案第31号

令和7年度奥州市バス事業特別会計予算

令和7年度奥州市バス事業特別会計予算を別冊のとおり定める。

令和7年2月14日提出

奥州市長 倉 成 淳

議案第32号

令和7年度奥州市米里財産区特別会計予算

令和7年度奥州市米里財産区特別会計予算を別冊のとおり定める。

令和7年2月14日提出

奥州市長 倉 成 淳

議案第33号

令和7年度奥州市工業団地整備事業特別会計予算

令和7年度奥州市工業団地整備事業特別会計予算を別冊のとおり定める。

令和7年2月14日提出

奥州市長 倉 成 淳

議案第34号

令和7年度奥州市水道事業会計予算

令和7年度奥州市水道事業会計予算を別冊のとおり定める。

令和7年2月14日提出

奥州市長 倉 成 淳

議案第35号

令和7年度奥州市下水道事業会計予算

令和7年度奥州市下水道事業会計予算を別冊のとおり定める。

令和7年2月14日提出

奥州市長 倉 成 淳

議案第36号

令和7年度奥州市病院事業会計予算

令和7年度奥州市病院事業会計予算を別冊のとおり定める。

令和7年2月14日提出

奥州市長 倉 成 淳